

第32回霧島市環境対策審議会 会議要旨

開催日時	平成26年11月26日(水)午後1時30分から午後3時00分
開催場所	霧島市国分シビックセンター 議会棟 3階 全員協議会室
出席委員	平田会長、石窪副会長、上野委員、大坪委員、川口委員、神崎委員、田中(七)委員、田中(正)委員、谷口委員、濱川委員、浜本委員、
事務局	塩川生活環境部長、中馬環境衛生課長、宝徳生活環境政策グループ長、林元環境保全グループ長、山本主査、大保主任主事、水迫主事
公開・一部非公開 又は非公開の別	公開
傍聴人数	1人
協議内容	<p>(1) 悪臭防止法に基づく規制方法及び規制地域の変更(案)について</p> <p>協議における主な意見等の概要及び事務局からの回答</p> <p>(1) 悪臭防止法に基づく規制方法及び規制地域の変更(案)について 事務局より配付資料に基づき説明</p> <p>① 第31回審議会で配付された霧島市悪臭防止行政に係る規制地域・規制方法の見直しについての資料の中で平成25年度までの苦情件数が72件あり、養豚業、養牛業、養鶏業の事業での苦情件数が全体の67%となっている。この件数には同じ事業所に対する苦情件数が含まれているのか。また、今回の件数には従来の地域外の件数も含まれているのか。 ⇒ 苦情件数72件については同じ業種、同じ事業所に対して複数回寄せられた苦情も含まれている。また、従来の規制地域外の苦情も含まれる。</p> <p>② 臭気指数測定は苦情相談があった場合に行うのか。それとも定期的に行うものなのか。また、今回の測定結果は参考のために測定したものなのか、それとも苦情が寄せられたものなのか。 ⇒ 臭気指数測定については苦情相談が寄せられた場合に現地に伺い行う。また、今回の測定結果については規制基準値を決めるための参考の数値を求めるために、今回の検討に対して事業者に協力いただき測定したものである。</p> <p>③ 臭気指数等測定結果の測定日にばらつきがあるのはなぜか。季節や湿度、気候などの条件によって測定結果が変わると思う。測定日を一定の季節また、年に何回行うかを決めて行わないのか。 ⇒ 測定日のばらつきについては測定を委託しており、分析の関係上ある程度幅がある。25年度の測定日は比較的寒い時期とし、平成26年度の測定日は比較的暖かい時期として年2回の測定としている。一部、年1回のところもあるが、基本的には寒い時期、暑い時期の年2回の採取を行っている。</p> <p>④ 臭気指数で12と15とあるが、12は採取した空気を16倍に希釈した場合に臭気を感じなくなるのに対して、15は採取した空気を32倍に希釈した場合に臭気を感じなくなるとあり、相当な臭気の違いがあるように思われる。A地区は12ということで鋭敏であるが、B地区は15としておりA地区の2倍となるため、都会では厳しく、田舎では緩くといった印象を受けるがどう考えるか。 ⇒ 区域分けについては鹿児島市、出水市、さつま町を参考にしており、鹿児島県においても悪臭防止の規制地域の規制基準を設置する場合の方法がある。A地域を指定する目安として都市計画法に基づく用途地域、特に優れた住環境の保全を図る地域としている。B地域についてはA地域以外としている。先進地3地域と鹿児島県を参考にそれに準じておこなっている。また、B地域だからといっておいを出して良いのかという考え方はしていない。六段階臭気強度表示法に対する臭気指数はA地区において10~15の範囲、B地区において12~18の範囲となっている。臭気指数12と15では2倍の開きがあるが、臭気指数15であってもA地区の基準内ということでB地区に対しても厳しい基準を設けている。また、15はデパートの化粧品売り場程度、10で梅の花のにおい程度であり、15があまりにもかけ離れて基準が緩いものであるとは考えていない。</p>

- ⑤ 六段階臭気強度表示法において2、2.5、3.5とあるが3.5の意味はどのようなものか。
⇒ 悪臭防止法において市は2.5～3.5の範囲で規制基準値を設定できる。しかし、3.5となるとおいては強いにおいとなり、3.5に対して規制基準を設けるとあまりにも緩い基準となるので規制基準として指定していない。全国的には3.5の基準を設けている地域もある。
- ⑥ 臭気指数測定をおこなう者はあらかじめ決めた者なのか。それともランダムに選ぶのか。
⇒ 分析業者に委託して行う。そちらで確保されている方を抽出し測定をおこなう。また、嗅覚の鋭敏な人とそうでない人を事前のテストで除き、平均的な嗅覚をもっている人で行う。
- ⑦ 悪臭防止法第四章雑則第二十条に報告及び検査とあるが、特定悪臭物質濃度規制の中で過去にこの条項を適用して検査されたことがあるのか。また、臭気指数規制に変えた場合にそういうケースが増える見込みがあるのか。
⇒ 平成19年に県から霧島市へ悪臭防止法の権限移譲がなされたが、これまでのところ条項を適用して検査をしたことはない。また、規制方法を変えた場合においても事業所の方に改善等の相談や報告をもらうのは規制が変わってもこれまで通りの方法でおこなうため、変化はないと考える。
- ⑧ 横川地区は市町村合併前、厳しい規制をしていたと考えてよいのか。また、厳しい規制をした経緯はどのようなものか。
⇒ 従来の基準については合併前からの基準を引き継いでいる。決め方は鹿児島県が旧市町村に対して悪臭防止法に基づく規制を導入するかどうかという聞き取りを行い、規制については旧市町村がそれぞれで定めた。詳しい経緯に関しては合併前のことであり把握していない。
- ⑨ 悪臭の苦情があった場合、対象となる地域を抜き打ちで現状視察することがあるのか。
⇒ 環境対策審議会の中で調査をおこなうことは現在考えていないが、霧島市にとって住民に甚大な損害を被るといった事案が出た場合はそのような対応をしていきたいと考えている。
- ⑩ 規制方法及び規制地域の変更をおこなう場合に、市長は近隣市町村長の意見を聞く予定があるか。
⇒ 臭気は広域的なものであると考えている。霧島市は霧島山を中心とした環霧島会議、錦江湾を中心とした錦江湾奥会議があり、周辺自治体と意見を交わす機会がある。また、その中には環境専門部会もあるのでそのような場において臭気について議論をしていく場もあるので、今後考えていきたいと思う。
- ⑪ 規制方法変更後に規制数値以上のものがある場合、改善させる方法はどのようにするのか。
⇒ 改善や指導する方法については現在の特定悪臭物質濃度規制と同様の方法でおこなう。基準を超えていた場合に即座に改善勧告等をおこなうのではなく、市としてはにおいを抑えるためにどのような方法があるか、事業者にとってはいかに経費をかけずににおいを外に漏らさず、周りの環境を保てるか、技術的なことや様々な情報を共有しながら互いに相談し改善方法を探っていく。
- ⑫ 悪臭が出た場合に具体的にどのような改善策の提案をおこなっているか。
⇒ 同じ業種、規模であってもにおいの強さが違うことが今回の調査で分かり、においの発生を防ぐ方法を聞くことができた。具体的な改善策としては、においの発生源が衛生的な部分の場合はこまめに清掃することでにおいの軽減が図れる。また、においの発生源が煙突やファンである場合は高さや方向を変えることでにおいが拡散される等の提案を行っている。
- ⑬ 畜産、養鶏についての具体的な改善策の提案をおこなっているのか。
⇒ 調査を通してにおいになるべく少なくなる飼料を用いる業者があり、そういう方法もあるということで、今後市としても指導やお願いをする上で様々なデータの収集等を行っていきたいと考えている。
- ⑭ 悪臭防止法第八条二項で勧告することができるが、どのような勧告をおこなうのか。また、

規制変更の実施時期はいつを予定しているか。

⇒ 勧告については現在も特定悪臭物質濃度規制が設けられており、鹿児島県から勧告のやり方等を示されているので、規制変更後もそれに準じて行っていく。また、実施期間については目標としては平成27年度中に実施するように考えている。具体的には平成28年1月を予定している。

⑮ 特定悪臭物質濃度規制と臭気指数規制を併用することはできないのか。

⇒ 二つの規制を同じ地域において規制することは法律によりできない。環境省が推奨しているのは臭気指数規制である。理由として臭気指数規制はにおいを実際に嗅ぐので相談を受けた場合の被害感に一致しやすいため。

配付資料

① 悪臭防止法に基づく規制方法及び規制地域の変更（案）について